

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	各国の輸出管理と対内直接投資管理をめぐる動向
他言語論題 Title in other language	Export Control and Foreign Direct Investment Control: Recent Movements in Major Countries
著者 / 所属 Author(s)	角田 昌太郎 (KAKUTA Shotaro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 経済産業課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	845
刊行日 Issue Date	2021-5-20
ページ Pages	23-40
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	輸出管理と対内直接投資管理について、歴史的経緯等をまとめた上で、日本と韓国の間での輸出管理をめぐる対立や、米国をはじめとする各国・地域の制度見直しといった近年の動向を扱う。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 各国の輸出管理と対内直接投資管理をめぐる動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
経済産業課 角田 昌太郎

## 目 次

はじめに

### I 輸出管理の概要及び対内直接投資管理との関係

1 輸出管理の概要と歴史的経緯

2 技術流出リスク増大への対応—技術移転規制と対内直接投資管理—

### II 日韓間の輸出管理をめぐる問題

1 経緯

2 本件の WTO 紛争解決上の論点

### III 各国・地域の輸出管理・対内直接投資管理の制度見直し

1 米国

2 欧州、日本等

おわりに

キーワード：輸出管理、対内直接投資管理、経済安全保障、機微技術、ECRA、FIRRMA

## 要 旨

- ① 日本や欧米各国などでは、国際輸出管理レジームでの合意等に基づき、武器や軍事転用可能な貨物・技術について、輸出管理を実施している。2000年代から技術流出への懸念が増大する中、各国で輸出管理における技術移転規制や、輸出管理と連動する対内直接投資管理の検討・整備が進んだ。
- ② 日本と韓国の間では、2019年7月以降、輸出管理をめぐる対立が深まっている。日本は、韓国に関連する輸出管理上の不適切な事案があるとして、フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目の輸出について個別許可申請を求める等、韓国に対する輸出管理を厳格化した。この措置について、韓国政府はいわゆる徴用工問題への報復とみなしており、措置のうち3品目の個別許可への切替えは、韓国の提訴によってWTOのパネルで審査されることとなった。
- ③ 米国では2018年に、2019会計年度国防授權法の一部として、輸出管理改革法（ECRA）及び外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が成立した。両法は輸出管理と対内直接投資管理に関する新法であり、特に技術分野について、両法の規定が一部リンクする形で、従来の制度では対象となっていなかった分野にまで及ぶ規制が定められた。ECRA及びFIRRMA制定の背景には、国を挙げて先進技術の取得や軍事利用を進める中国への強い警戒があると指摘されている。
- ④ 欧州や日本などでも、近年、対内直接投資管理の見直しが進んでいる。EUでは従来、固有の対内直接投資管理の仕組みを持っていなかったが、2019年には新規則が発効し、加盟国における対内直接投資管理や、加盟国間の協力の在り方について規定された。日本では、2017年と2019年に外為法改正が国会で可決され、対内直接投資管理の見直しが行われた。

## はじめに

近年、日本を含む世界の主要国で、輸出管理や対内直接投資管理<sup>(1)</sup>に関連する動きが相次いでいる。例えば、2019年7月以降、日本と韓国の間で輸出管理をめぐる対立が深まっており、日本の措置について韓国はWTOに提訴を行った。また、米国では2018年に輸出管理と対内直接投資管理に関する新法が制定され、国家安全保障に重要な技術の流出を防止するための規制が強化されている。同様に、欧州や日本などでも、対内直接投資管理の制度見直しが進んでいる。

これらの動向に関する報道が増える一方、特に日韓間の問題に関しては当初、一部報道で輸出管理について誤解を招く説明がなされたことが日本の輸出管理関係者から問題視されており<sup>(2)</sup>、制度自体の難しさが一般的な理解の妨げになっていると考えられる。本稿ではこうした事情を踏まえ、輸出管理と対内直接投資管理をめぐる最近の動向について検討する。第I章では、輸出管理の概要と、2000年代から輸出管理と対内直接投資管理が連動する形で技術流出を防止する傾向が各国で強まったことについて概説する。第II章では、第I章での輸出管理の概説を踏まえ、日韓間の輸出管理をめぐる対立の経緯と、WTOの紛争解決における論点をまとめる。第III章では、米国を中心に、近年の主要国・地域における制度見直しの動向を扱う。

## I 輸出管理の概要及び対内直接投資管理との関係

### 1 輸出管理の概要と歴史的経緯

輸出管理とは、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、自国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、貨物の輸出、技術の提供を管理する制度を指す<sup>(3)</sup>。経済産業省のウェブサイトなどでは「安全保障貿易管理」という呼称が用いられる<sup>(4)</sup>。

輸出管理は、問題となる貨物の輸出や技術の提供が第三国を迂回して行われることを避けるため、基本的に多国間の協調により行われる。その歴史は、東西冷戦時代の自由主義諸国が、旧ソ連等共産圏諸国に対するハイテク貨物の輸出規制を行うことを目的に1949年に創設した

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月1日である。

(1) 外国投資家による、投資を通じた国内企業への影響力の行使（技術、情報へのアクセス等）について、安全保障上の観点から管理を強化した近時の各国・地域の制度を、どのように総称するかは文献・機関等によって異なる（例えば、EU等においては「対内直接投資スクリーニング（FDI screening）」の呼称が用いられる。）。本稿では、経済産業省の産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会の用語に合わせ、「対内直接投資管理」の呼称を用いる。

(2) CISTEC事務局「日韓間の混乱を招いた安全保障輸出管理に関する誤解」『CISTEC Journal』183号、2019.9、pp.34-44。

(3) 森本正崇「輸出管理の概要（1）輸出管理とは・国際輸出管理レジーム」『貿易と関税』64巻4号、2016.4、pp.75-79。

(4) 同上；「安全保障貿易管理の概要」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/gaiyou.html>> 後述する日本の法令では「輸出」は貨物の移転を指し、技術の移転は「提供」という用語で表現されるため、経済産業省の資料では、貨物輸出の管理と技術提供の管理を併せて「輸出管理等」とする場合がある（経済産業省安全保障貿易検査官室「安全保障貿易管理について」2020.9、p.3。<<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/setsumeikanri.pdf>> 等）。ただし上述のとおり、一般的には「輸出管理」という言葉を用いる場合、技術提供の管理も含意することが多い。

ココム（Coordinating Committee: COCOM. 日本は 1952 年に参加）<sup>(5)</sup>にまで遡る。ココムは条約等の法的基盤を持たない組織であり、ココムの場における申合せ等に法的拘束力はないが、参加各国がその申合せ等を尊重して国内法によって輸出管理を行っていた<sup>(6)</sup>。

特定の国々を対象とするココム型の輸出管理が行われる一方、1970 年代以降、全世界を対象とし、大量破壊兵器<sup>(7)</sup>の不拡散を目的とする複数の国際輸出管理レジームが設立された（表 1）<sup>(8)</sup>。また、冷戦の終結に伴いココムが 1994 年に解消された後には、通常兵器の過度な蓄積の防止等を目的とする国際輸出管理レジームとして、ワッセナー・アレンジメント<sup>(9)</sup>が 1996 年に発足した。ココムに代わる、これらのレジームによる輸出管理の体制は、不拡散型と呼ばれる<sup>(10)</sup>。

表 1 国際輸出管理レジームの概要

対象とする兵器	大量破壊兵器			通常兵器
	核兵器	生物・化学兵器	ミサイル	
名称	原子力供給国グループ <sup>(注2)</sup> Nuclear Suppliers Group: NSG	オーストラリア・グループ Australia Group: AG	ミサイル技術管理レジーム Missile Technology Control Regime: MTCR	ワッセナー・アレンジメント Wassenaar Arrangement: WA
発足年	1978 年	1985 年	1987 年	1996 年
参加国数 <sup>(注1)</sup>	48 か国	42 か国 + EU	35 か国	42 か国

(注 1) 参加国数は 2020 年 4 月現在のもの。

(注 2) 核兵器を対象とする国際輸出管理レジームとしてはザンガー委員会（Zangger Committee）も存在するが、ザンガー委員会が原子力専用品のみを対象としているのに対し、原子力供給国グループはより広範な品目を対象としている。なお、両レジームのリストは内容面で整合性を確保することとされている（外務省軍縮不拡散・科学部編『日本の軍縮・不拡散外交 第 7 版』2016, pp.136-137. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000145531.pdf>>）。

(出典) 経済産業省安全保障貿易検査官室「安全保障貿易管理について」2020.9, p.9. <<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumeikanpo/anpoanri.pdf>> を基に筆者作成。

表 1 の各レジームでは、それぞれが対象とする兵器の開発に資する貨物・技術はどのようなものかについて検討、合意を行い、それを詳細にリスト化している。これらのレジームも条約等の法的基盤を持たないが、参加各国は合意されたリストに規定された貨物・技術について、それぞれの国内法に基づき輸出管理を実施している<sup>(11)</sup>。この方式の規制は「リスト規制」と呼ばれる<sup>(12)</sup>。

(5) ココムの名称については表記が一定ではなく、“Coordinating Committee for Multilateral Export Controls”などとされる場合もある（山上元孝「ココムと日本—日本のココム加盟に至る外交活動の経緯—」『常葉学園大学研究紀要』14 号, 1998.3, pp.201-216）。

(6) 田上博道・森本正崇『輸出管理論—国際安全保障に対応するリスク管理・コンプライアンス—』信山社, 2008, pp.24, 68-69 等。

(7) 大量破壊兵器には一般的に核、生物、化学兵器が該当するが、ミサイル等の大量破壊兵器の運搬手段も併せて議論の対象となることが多い（同上, pp.6-7）。そのため本稿では、「大量破壊兵器」と表記する際に大量破壊兵器の運搬手段も含意することとする。

(8) 大量破壊兵器の不拡散のための国際的な方策としては、国際輸出管理レジームのほか、兵器そのものの開発や保有等を基本的に禁止する条約（核兵器不拡散条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約）が締結されている。

(9) 正式名称は、「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies）」。

(10) 浅田正彦編『輸出管理—制度と実践—』有信堂高文社, 2012, p.14.

(11) 外務省軍縮不拡散・科学部編『日本の軍縮・不拡散外交 第 7 版』2016, p.134. <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000145531.pdf>>

(12) 「リスト規制」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>>

不拡散型の輸出管理は 1990 年代に主流となり、対象品目も拡大した<sup>(13)</sup>。その背景には、冷戦が終結する一方、イラクやイラン、リビア、北朝鮮といった国々への大量破壊兵器拡散の実態が次第に明らかとなり、新たな安全保障上の脅威として認識されたことがある。

加えて、1991 年に湾岸戦争が終了した後、国連がイラクに対して行った査察の結果では、イラクがリスト規制の対象となっていない製品を活用して大量破壊兵器の開発等を行っていた事実が判明し、問題となった<sup>(14)</sup>。このため、1990 年代以降主要各国の輸出管理では、リスト規制の対象外の品目であっても、需要者や用途について懸念がある場合は許可の対象とする「キャッチオール規制」が導入された<sup>(15)</sup>。

さらに、2001 年の米国同時多発テロ等を契機に、国際テロ組織などの非国家主体に大量破壊兵器が渡る危険性が認識されるようになった。2004 年に露見した、いわゆるカーン・ネットワーク<sup>(16)</sup>の存在は、非国家主体が大量破壊兵器関連物資を容易に調達し得るという懸念も生んだ。同じ 2004 年には、非国家主体への大量破壊兵器拡散を防止するため、全ての国連加盟国に輸出管理体制の整備等を義務付ける国連安保理決議 1540 号 (S/RES/1540) が採択されている<sup>(17)</sup>。

日本は全ての国際輸出管理レジームに参加しており、その合意や上記安保理決議を履行するため、「外国為替及び外国貿易法」(昭和 24 年法律第 228 号。「外為法」)に基づき輸出管理を行っている<sup>(18)</sup>。貨物の輸出については同法第 48 条第 1 項で規定され、同項に基づく「輸出貿易管理令」(昭和 24 年政令第 378 号。「輸出令」)別表第 1 において許可を必要とする貨物の種類が特定されている<sup>(19)</sup>。また、技術の提供については同法第 25 条第 1 項で規定され、同項に基づく「外国為替令」(昭和 55 年政令第 260 号。「外為令」)別表において許可を必要とする技術の種類が特定されている<sup>(20)</sup>。

## 2 技術流出リスク増大への対応—技術移転規制と対内直接投資管理—

2000 年代頃から、グローバル化や IT 化が進展する中で、それまで以上に技術情報の流出が

(13) 通商産業省貿易局輸出課編『安全保障輸出管理の今後のあり方—産業構造審議会安全保障貿易管理部会答申—』通商産業調査会, 1994, pp.5-10.

(14) 田上・森本 前掲注(6), pp.24-25.

(15) 産業構造審議会「大量破壊兵器の不拡散のための輸出管理の今後の方向—日本版キャッチオール制度の導入—(平成十三年十二月)」『貿易実務ダイジェスト』42 巻 2 号, 2002.2, pp.36-43 等。日本では、欧米に少し遅れて 2002 年に大量破壊兵器キャッチオール規制、2008 年に通常兵器キャッチオール規制を導入している。規制の概要については、「キャッチオール規制」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>> を参照。

(16) パキスタンの核開発に従事した科学者、アブドゥル・カディール・カーン (Abdul Qadeer Khan) 博士が中心的に関与した、核兵器関連貨物等の国際的な違法調達ネットワーク。2003 年 12 月にリビアが大量破壊兵器の廃棄を宣言し、その後 IAEA が査察を実施する中で、リビアに核兵器関連貨物等を供給していた同ネットワークの存在が明らかとなった (田上・森本 前掲注(6), pp.59-63)。

(17) 決議の訳文は「国際連合安全保障理事会決議第千五百四十号 (大量破壊兵器等の不拡散等に関する決議) に関する件」(平成 16 年外務省告示第 239 号) <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un\\_cd/gun\\_un/pdfs/anpori\\_1540.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/pdfs/anpori_1540.pdf)> を参照。

(18) なお、防衛装備 (武器及び武器技術) の海外移転について、2014 年に政府は、従来の武器輸出三原則に代え、防衛装備移転三原則 (平成 26 年 4 月 1 日国家安全保障会議決定・閣議決定) を定めている。この原則及び同運用指針は、外為法の運用基準として位置付けられている (経済産業省「防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書」2020.2, p.1. <<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214006/20200214006-1.pdf>>)。

(19) 輸出令別表第 1 の 1 ~ 15 の項がリスト規制対象品目であり、1 の項に武器、2 ~ 4 の項に大量破壊兵器関連品目、5 ~ 15 の項に通常兵器関連品目が掲載されている。16 の項 (リスト規制対象に該当しない全品目から、食料品、木材等を除いたもの) は、キャッチオール規制の対象品目である (経済産業省安全保障貿易検査官室 前掲注(4), p.11)。

(20) 外為令別表に輸出令別表第 1 (前掲注(19))と同様の規定がある。なお、技術の提供とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報 (プログラムを含む) を、技術データ又は技術支援の形態で提供することである (同, p.16)。

懸念され、各国で輸出管理における技術移転規制や、輸出管理と連動する対内直接投資管理の検討・整備が進んだ。懸念が増した主な理由としては、管理の対象とするべき技術の範囲が拡大したことや、技術流出の形態が多様化したことが挙げられる。

管理の対象とするべき技術の範囲拡大については、以下のとおりである。輸出管理の対象となるような安全保障上重要な技術は、一般に機微技術と称される。機微技術は、冷戦が終結した頃には、特に大量破壊兵器に関する技術が中心として捉えられていた。こうした技術には、軍事転用可能な民生技術、すなわち軍民両用<sup>(21)</sup>技術も含まれるため、国際輸出管理レジームのリストでは、兵器の開発等に必要スペック（仕様）を定め、そのスペック以上のものを管理の対象としてきた<sup>(22)</sup>。しかし、民間における技術革新の進展に伴い、軍事転用可能な先端民生技術が大量破壊兵器関連以外のあらゆる分野で登場したことで、機微技術と民生技術の区別が曖昧化していったと指摘される<sup>(23)</sup>。

他方、技術流出の形態については、従来の有形移転（文書や電磁的記録媒体の授受による移転など）から、グローバル化やIT化の進展に伴って増加した無形移転（口頭での情報伝達や電子メールの送信など）に重点が移りつつあることが指摘されていた<sup>(24)</sup>。特にインターネットの発達は無形移転を容易にし、安全保障上の大きな問題となっていった。

こうした懸念を受け、特に2000年代のワッセナー・アレンジメントの年次会合では、無形技術移転の効果的な規制をどのように行うかが議論された<sup>(25)</sup>。日本の輸出管理においても2009年の外為法改正<sup>(26)</sup>で技術移転規制が強化されており、改正前は居住者から非居住者<sup>(27)</sup>への技術提供のみが許可の対象であった点について、改正後は移転元及び移転先の居住性を問わず、国外への技術提供には許可が必要となった<sup>(28)</sup>。

また、機微技術の取得活動が世界的に活発化・多様化する中で、輸出管理以外の制度における対応も必要となった。特に懸念された取得活動の一つが、新興国等の企業や政府系ファンド（Sovereign Wealth Fund: SWF）による、機微技術を保有する企業などの買収であり、2000年代

(21) 「デュアルユース（dual-use）」の訳。「軍民両用」のほか、「汎用」などとも訳される。

(22) 鈴木一人「機微技術の輸出管理を巡る諸問題」『治安フォーラム』24巻3号、2018.3、pp.39-46。

(23) 「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会報告書」2008.7、pp.52-53。経済産業省ウェブサイト〈[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1285660\\_po\\_20080728006-3.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1285660_po_20080728006-3.pdf?contentNo=1)〉こうした新たな技術の管理においては、スペックに基づく輸出管理（リスト規制）が難しいため、需要者や用途の確認を行うキャッチオール規制が重要になるとされる（鈴木一人「新しい安全保障と技術管理」『外交』40号、2016.11、pp.74-79）。

(24) 「技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会報告書」同上

(25) 2006年には、ワッセナー・アレンジメント参加国に無形技術移転の国内法での規制を呼び掛ける文書が採択されている（“Best Practices for Implementing Intangible Transfer of Technology Controls.” Wassenaar Agreement website 〈[https://www.wassenaar.org/app/uploads/2019/consolidated/ITT\\_Best\\_Practices\\_for\\_public\\_statement\\_2006.pdf](https://www.wassenaar.org/app/uploads/2019/consolidated/ITT_Best_Practices_for_public_statement_2006.pdf)〉）。

(26) 「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（平成21年法律第32号）

(27) 居住者と非居住者の区分は、外為法第6条や「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年蔵国第4672号）で規定されるが、元来は為替管理上の概念であるとされ、輸出管理において居住性の概念が用いられることの問題が指摘されていた。現在も国内の技術移転の管理においては同概念が用いられており、この点についても検討すべきとの指摘がある（「産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告」2019.10.8、p.17。経済産業省ウェブサイト〈[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/anzen\\_hosho/pdf/2019100801\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/2019100801_01.pdf)〉）。

(28) この規制の実効性を高めるため、技術情報が記録された特定記録媒体（USBメモリ等）の国境を越えた持ち出し等も許可の対象となり、罰則も強化された（経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課「法令解説 グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加等に対応し、安全保障貿易管理制度を見直し—技術規制の見直し、輸出者等遵守基準の創設、罰則の強化等—外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律—」『時の法令』1846号、2009.11.30、pp.6-20）。

には欧米各国で対内直接投資の管理を強化する制度見直しが行われた<sup>(29)</sup>。日本でも、2007年に外為法に関する政省令及び告示が改正され、改正後の告示<sup>(30)</sup>では、輸出管理の対象品目（輸出令別表第一の掲載貨物）製造を営む国内企業への投資について、事前届出の対象とした<sup>(31)</sup>。

## II 日韓間の輸出管理をめぐる問題

2019年7月1日、経済産業省は、韓国向けの輸出管理の運用を厳格化する旨を発表した<sup>(32)</sup>。当該措置は、韓国政府の見解や一部報道において、いわゆる徴用工問題<sup>(33)</sup>に対する事実上の報復とみなされ、日韓間の外交上の問題に発展した。以下、この問題の経緯について、輸出管理の観点を中心に概括する。また、輸出管理のWTO協定上の論点について言及する。

### 1 経緯

2019年7月1日に経済産業省が発表した、韓国向けの輸出管理厳格化の内容は大きく二つに分けられる。一つは、フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目（うち、リスト規制の対象となるスペックのもの）について、韓国向け輸出及び関連技術の移転を包括許可制度<sup>(34)</sup>の対象から外し、個別許可申請を求めるというもので、7月4日に施行された<sup>(35)</sup>。もう一つは、輸出管理上の優遇措置等に応じた国別の分類における韓国の扱いを見直すというもの

29) 「グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会中間取りまとめ」2007.4. 経済産業省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL\\_WA\\_po\\_print/info:ndljp/pid/1368617/www.meti.go.jp/press/20070426006/NDL\\_WA\\_po\\_houkokusho-set.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/1368617/www.meti.go.jp/press/20070426006/NDL_WA_po_houkokusho-set.pdf)>; 村山裕三「M&Aのグローバル化と安全保障上の規制—日本のケースを中心に—」『国際問題』567号, 2007.12, pp.5-13. こうした政策については、伝統的な、特定のセクター等における対内直接投資規制とは性質が異なることが指摘されている（OECD, “Acquisition- and ownership-related policies to safeguard essential security interests: Research note on current and emerging trends,” 12 March 2019, pp.11-12. <<http://www.oecd.org/investment/Current-and-emerging-trends-2019.pdf>>）。

30) 「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」（平成19年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）。当該告示はその後廃止されており、現行の告示は2014年に公布、施行されたもの。

31) 南部友成「外国為替及び外国貿易法に基づく対内投資規制の見直しについて」『NBL』868号, 2007.11.1, pp.15-23. 2007年の告示改正では、大量破壊兵器関連貨物（輸出令別表第一の2～4の項）製造業は全体が対象となったが、通常兵器関連貨物（同5～15の項）製造業については一部のみ対象となっていた。現行の告示（前掲注30）を2017年7月に改正した際、通常兵器関連貨物の製造業についても全体が対象となった。また、外為令別表の1～15の項に掲載されている技術を保有する製造業、ソフトウェア業等については2007年の告示改正では対象とされなかったが、同じく2017年7月の告示改正で対象となった。

32) 「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」2019.7.1. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190701006/20190701006.html>>

33) 韓国大法院は2018年10月30日、第二次世界大戦中に日本の企業に「強制徴用」されたと主張する韓国人が、新日鉄住金（現・日本製鉄）を被告として起こした訴訟で、同社に対し慰謝料の支払を命じる判決を出した（大法院は同年11月29日、三菱重工業に対しても同様の判決を出した。これらの判決をめぐる問題を本稿では「徴用工問題」と称する。）。これに対し日本政府は、日韓請求権協定に反するとして韓国政府に是正を求め、2019年1月以降、同協定に基づく協議を要請してきた（藤原夏人「『韓国』元徴用工への損賠賠償を確定させる大法院判決」『外国の立法』No.278-1, 2019.1, pp.36-39. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11220554\\_po\\_02780114.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11220554_po_02780114.pdf?contentNo=1)>; 「旧朝鮮半島出身労働者問題に係る日韓請求権協定に基づく協議の要請」2019.1.9. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_006961.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006961.html)> 等）。

34) リスト規制品目の輸出・提供については、基本的に個別に許可を取得する必要があるが、一括して許可しても輸出管理上問題ないと認められる場合に、特定の地域と特定の貨物・技術を指定して経済産業大臣が「包括許可」を行う制度が設けられている（田上・森本 前掲注(6), p.240）。一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可等の種類がある（「包括許可」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply13.html>>）。

35) 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達」（令和元年7月1日付20190625貿局第2号・輸出注意事項2019第28号）



であり、韓国を「グループ A」<sup>(36)</sup>から「グループ B」に移すための輸出令改正<sup>(37)</sup>が、8月2日の閣議決定を経て、同7日に公布、同28日に施行された。

経済産業省はこれらの措置について、輸出管理上必要な当局間の協議（政策対話）に韓国側が応じてこなかったこと<sup>(38)</sup>や、韓国に関連する輸出管理上の不適切な事案の発生等が背景にあるとし<sup>(39)</sup>、輸出管理以外の問題への「対抗措置」ではないと説明している<sup>(40)</sup>。また、世耕弘成経済産業大臣（当時）は記者会見において、韓国向けの輸出管理見直しの背景等を問われ、今回の見直しは対抗措置ではないと明言した上で、輸出管理制度の土台となる信頼関係が韓国との間で損なわれるに至った問題の一つとして、徴用工問題を挙げている<sup>(41)</sup>。

こうした日本側の見解に対し、韓国政府はこれらの措置を明確に徴用工問題への対抗措置とみなし、撤回を求めるほか、韓国の輸出管理における優遇国からの日本の除外<sup>(42)</sup>、WTOへの提訴<sup>(43)</sup>等の対応を採った（表2）<sup>(44)</sup>。また、日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）についても韓国政府は終了通告を行ったが、当該通告とWTO提訴の手続については2019年11月22日、停止すると発表した<sup>(45)</sup>。同年12月には約3年半ぶりに政策対話が開かれ、双方の輸出管理制度や運用等について意見交換が行われ、政策対話の継続が合意された。

2020年3月6日、韓国は輸出管理の基本法である「対外貿易法」の改正案を国会で可決し、6月に施行した。同改正では、日本政府が韓国の輸出管理制度において不明確と指摘していた、

<sup>(36)</sup> 輸出令の別表第三に掲げられる地域。従来は実務上「ホワイト国」と称されていたが、2019年8月2日に名称の見直しが公表された（「輸出貿易管理令の一部を改正する政令が閣議決定されました」2019.8.2. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190802001/20190802001.html>>）。当該地域向けの輸出・提供はキャッチオール規制の対象外となるほか、リスト規制においても、包括許可（前掲注<sup>(34)</sup>）の中で最も規制の緩やかな、一般包括許可が使用できる。名称変更に伴い、従来の非ホワイト国は「グループ B～D」の三つのカテゴリーに分類された。

<sup>(37)</sup> 「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」（令和元年政令第71号）

<sup>(38)</sup> 経済産業省（@meti\_NIPPON）「輸出管理制度は国際的な信頼関係を土台に運用されるものです。韓国との間でも信頼関係を前提として輸出管理制度を運用してきましたが、日本の申入れにも関わらず輸出管理当局間の協議が開かれてきませんでした。（続く）」2019.7.17, 22:14のツイート <[https://twitter.com/meti\\_NIPPON/status/1151480229052833792](https://twitter.com/meti_NIPPON/status/1151480229052833792)> なお、政策対話は2016年6月に第6回が開催されて以降、開かれずにいた。

<sup>(39)</sup> 「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」前掲注<sup>(32)</sup> なお、日本政府は「不適切な事案」の具体的内容については、現在まで明らかにしていない。当初指摘された、北朝鮮への不正輸出については当たらないと説明している（「世耕経済産業大臣の閣議後記者会見の概要」2019.7.16. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2019/20190716001.html>>）。

<sup>(40)</sup> 経済産業省（@meti\_NIPPON）「7月1日に発表した輸出管理の運用見直しに関する見解：日本としては、当初から、「今回の見直しは、安全保障を目的に輸出管理を適切に実施する観点から、その運用を見直すものであり、『対抗措置』ではない」と一貫して説明しています。（続く）」2019.7.17, 10:55のツイート <[https://twitter.com/meti\\_NIPPON/status/1151309332081868800](https://twitter.com/meti_NIPPON/status/1151309332081868800)>

<sup>(41)</sup> 「世耕経済産業大臣の閣議後記者会見の概要」2019.7.2. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/speeches/kaiken/2019/20190702001.html>> 等。

<sup>(42)</sup> 「[전락물자 수출입고시] 개정안 시행」2019.9.18. 산업통상자원부（産業通商資源部）ウェブサイト <[http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs\\_seq\\_n=162078&bbs\\_cd\\_n=81&currentPage=51&search\\_key\\_n=title\\_v&cate\\_n=&dept\\_v=&search\\_val\\_v](http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=162078&bbs_cd_n=81&currentPage=51&search_key_n=title_v&cate_n=&dept_v=&search_val_v)>; CISTEC事務局「韓国が日本を輸出管理優遇国から除外—「戦略物資輸出入告示」の一部改正案を発表—」『CISTEC Journal』183号, 2019.9, pp.5-9.

<sup>(43)</sup> “DS590: Japan: Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea.” WTO website <[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/cases\\_e/ds590\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds590_e.htm)> なお、この提訴は3品目の個別許可への切替えに対してのもの。

<sup>(44)</sup> 「日本の輸出制限措置に関する基本的な立場」2019.9.11. 청와대（青瓦台）ウェブサイト（日本語版）<<https://english1.president.go.kr/JP/Infographics/4?page=1>>; 田中福太郎「【韓国】輸出管理の運用の見直しに対する韓国政府の対応策」『外国の立法』No.281-2, 2019.11, pp.36-37. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11382331\\_po\\_02810213.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11382331_po_02810213.pdf?contentNo=1)>

<sup>(45)</sup> 山本健太郎「日韓 GSOMIA をめぐる動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1075号, 2019.12.5. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11400236\\_po\\_1075.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11400236_po_1075.pdf?contentNo=1)>

通常兵器キャッチオール規制の法的根拠の明確化等が図られた<sup>(46)</sup>。また、同じく日本政府が不十分と指摘していた輸出管理当局の執行体制に関しても、輸出管理等を専門とする新たな組織「貿易安保政策官」の設置を4月28日に決定し、5月6日に施行した<sup>(47)</sup>。こうした対処の後、韓国政府は5月12日、同月末を期限に、日本政府に措置撤回の意思表示を求めたが、日本政府は返答を行わなかった<sup>(48)</sup>。このため韓国政府は、一旦停止していたWTO提訴の手続を再開すると6月2日に表明し、同18日のパネル設置要請を経て、7月29日にパネルが設置された<sup>(49)</sup>。

表2 輸出管理の問題に関する日韓間の主な動向

年月日		日本	韓国
2019年	7月 1日	経済産業省、対韓国輸出管理の厳格化を発表	
	4日	3品目の韓国向け輸出等について、包括許可から個別許可に切替え	
	12日	日韓両政府の事務レベル会合開催	
	8月 2日	韓国をグループAから除外するための輸出令改正を閣議決定	
	12日		日本を輸出管理の優遇国から除外する告示改正案を発表
	22日		日韓 GSOMIA の終了を決定（翌23日に終了通告）
	28日	韓国をグループAから除外	
	9月 11日		日本側の措置（3品目の個別許可への切替え）について、WTOに提訴
	18日		日本を輸出管理の優遇国から除外
	10月 11日	WTO協定に基づく二国間協議（1回目）	
	11月 19日	WTO協定に基づく二国間協議（2回目）	
	22日		WTO提訴手続及び日韓 GSOMIA 終了通告の停止を発表
	2020年	12月 16日	第7回政策対話
20日		3品目のうち、レジストについて特定包括許可の対象とする	
3月 6日			国会で対外貿易法の改正案を可決
10日		第8回政策対話	
4月 28日			新組織「貿易安保政策官」の設置決定
5月 12日			5月末を期限に、日本に措置撤回の意思表示を求める（日本は応じず）
6月 2日			WTO提訴手続の再開を表明
18日			WTOにパネル設置を要請
7月 29日	WTO、パネルを設置		

（出典）「韓国向け輸出管理の運用の見直し」経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/policy/external-economy/export\\_control\\_korea/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external-economy/export_control_korea/index.html)>; 各種報道等を基に筆者作成。

(46) 樫原薫「韓国「対外貿易法」一部改正の公布について」『CISTEC Journal』187号、2020.5、pp.2-7。韓国の通常兵器キャッチオール規制の法的根拠に関する日本政府の指摘については、「本日の韓国産業通商資源部による記者説明について」2019.7.19。経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190719009/20190719009.html>> を参照。

(47) 「 무역안보 기능 강화를 위해 ‘ 무역안보정책관 ’ 신설」2020.4.28。산업통상자원부（産業通商資源部）ウェブサイト <[http://www.motie.go.kr/motie/nc/press/press2/bbs/bbsView.do?bbs\\_cd\\_n=81&bbs\\_seq\\_n=162889](http://www.motie.go.kr/motie/nc/press/press2/bbs/bbsView.do?bbs_cd_n=81&bbs_seq_n=162889)>; 「韓国政府が貿易安保の専門組織新設 日本の輸出規制強化受け」『聯合ニュース』2020.4.28。<<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20200427004800882>> 韓国の輸出管理当局の執行体制に関する日本政府の指摘については、「本日の韓国産業通商資源部による記者説明について」同上

(48) 返答を行わなかったことについては、日本政府が「健全な輸出実績の積み上げが必要」との立場を維持したためと報じられている（「韓国、WTOに紛争解決要請 日本の輸出管理強化で」『日本経済新聞』（電子版）2020.6.18）。

(49) World Trade Organization, “Dispute Settlement Body: Minutes of meeting: Held in the Centre William Rappard on 29 July 2020,” WT/DSB/M/443, 14 October 2020, pp.14-15。<<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DSB/M443.pdf&Open=True>>; 田中福太郎「【韓国】日本の輸出管理見直しに対する WTO 紛争解決手続の再開の決定」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, p.46。<[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11382331\\_po\\_02810213.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11382331_po_02810213.pdf?contentNo=1)> なお、パネルはWTOの紛争解決（二審制）における第一審に相当する。

なお、この問題が過熱した理由の一つに、3品目の個別許可への切替えは、韓国企業の半導体製造等に深刻な影響を与える品目<sup>(50)</sup>を狙い撃ちした措置ではないか、と見られたことがある<sup>(51)</sup>。しかし、レジスト及びフッ化ポリイミドについては、現在半導体や有機ELパネルの量産に用いられている製品の多くがリスト規制の対象となるスペックを満たさないため、基本的に措置の対象にはならないと指摘されている<sup>(52)</sup>。他方、フッ化水素については、日本から韓国に輸出されている製品の多くは半導体製造のエッチングなどに用いられる高純度のもの（主には水溶液のフッ化水素酸<sup>(53)</sup>）であり、このほぼ全量がリスト規制の対象に該当し、個別許可が必要となった。高純度のフッ化水素は調達先の代替が難しいと指摘されていたが、一部の韓国企業がその後国産化を進めたとされる<sup>(54)</sup>。日本からフッ化水素酸を輸出してきた主な企業は措置後初の輸出までに時間を要しており<sup>(55)</sup>、その後も出荷は低水準にあると報じられている<sup>(56)</sup>。

## 2 本件のWTO紛争解決上の論点

WTOへの提訴が行われた3品目の個別許可への切替えについて、韓国側は、輸出管理上適切なものではなく、日本側の政治的な意図に基づくとの見解を示している<sup>(57)</sup>。他方、日本政府は韓国向けの輸出管理厳格化について、輸出管理制度の適切な運用に必要な見直しであり、WTO違反との指摘は当たらないとの見解を示している<sup>(58)</sup>。しかし、措置が輸出管理上適切であったとしても、WTOで認められるかについては以下の論点がある。

WTO協定上、輸出入の制限はGATT第11条第1項（数量制限の一般的禁止）において包括的に禁止されており、また特定国を対象とした輸出制限は、最も有利な待遇を全加盟国に与えることを義務付ける同第1条第1項（最恵国待遇原則）に抵触する可能性が高い。他方、安全

<sup>(50)</sup> 半導体の製造において、レジスト（フォトリソ）は回路パターンを転写する露光の工程で、高純度のフッ化水素はその後のエッチングという工程等で用いられる（「精密で多機能な半導体ができるまで」株式会社ニコンウェブサイト <<https://www.ave.nikon.co.jp/semi/technology/story02.htm>>; 「超高純度フッ化水素酸」ステラケミファ株式会社ウェブサイト <<https://www.stella-chemifa.co.jp/products/cat1/01.html>>）。

<sup>(51)</sup> 韓国では日本の措置を受け、半導体素材等の国産化が目指され、2020年4月には「素材・部品・装備産業の競争力強化に向けた特別措置法」が施行されている（「素材・部品・装備特措法を施行 閣僚が工場視察」『聯合ニュース』2020.4.1. <<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20200401001500882>> 等）。

<sup>(52)</sup> CISTEC事務局 前掲注(2), pp.35-36; 服部毅「半導体材料の輸出規制強化 韓国で進む調達先変更と自前生産 日本は「いつか来た道」歩むのか」『エコノミスト』97巻45号, 2019.11.19, pp.78-80; 林秀介「現状の対韓輸出管理ではディスプレイへの影響は限定的か、適用範囲の拡大を危惧する韓国」『日経クロステック』2019.7.30.

<sup>(53)</sup> 「フッ化水素」には、気体の「無水フッ化水素ガス」と、水溶液の「フッ化水素酸（フッ酸）」の二つの形態があり、後者の使用量が多いとされる（服部 同上）。

<sup>(54)</sup> 従来、12N（12ナイン）と呼ばれる最高純度のフッ化水素酸は、ステラケミファや森田化学工業などの日本企業のみが供給を行ってきたが、2020年1月に韓国政府は、同国のソルブレイン社が同水準のフッ化水素酸の量産体制を確保したと発表した（「厳在漢「韓国、半導体材料国産化で曙光 徴用工問題で対立激化も」『エコノミスト』98巻25号, 2020.6.30, pp.72-73 等）。

<sup>(55)</sup> 個別許可への切替え後、対象となるフッ化水素の輸出が初めて許可されたと報じられたのは2019年8月だが、これはフッ化水素ガスについての輸出許可であるとされる（服部 前掲注(52)等）。フッ化水素酸の輸出については、ステラケミファは2019年11月、森田化学工業は2020年1月に、最初の許可が得られたと報道されている（「液体フッ化水素の輸出許可 韓国報道」『日本経済新聞』2019.11.18; 「フッ化水素 対韓輸出再開 半導体向け 森田化学、6ヵ月ぶり」『日本経済新聞』2020.1.10）。

<sup>(56)</sup> 「韓国半導体「脱日本」着々と フッ化水素輸入 昨年75%減 先端材料国産化進む」『日本経済新聞』2021.2.7.

<sup>(57)</sup> World Trade Organization, “Japan: Measures Related to the Exportation of Products and Technology to Korea: Request for consultations by the Republic of Korea,” WT/DS590/1, 16 September 2019, p.2. <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/590-1.pdf&Open=True>>

<sup>(58)</sup> 「世耕経済産業大臣の閣議後記者会見の概要」前掲注(39)

保障上の例外を認める規定としては GATT 第 21 条があり、輸出管理を WTO 協定に照らして判断する場合は同条項との適合性が問題となる<sup>(59)</sup>。

しかし、現在まで WTO の紛争解決において GATT 第 21 条と輸出管理の適合性が判断された例はない。1947 年に起草された GATT 第 21 条における安全保障観と、輸出管理における現代的な安全保障観が適合する保証はなく、これまでは各国の賢慮によって両者の適合性を問う紛争が回避されてきたとされる。そのためパネルの審査の結果次第では、GATT 第 21 条が輸出管理制度をカバーしきれず、輸出管理上適切な措置であっても正当化されない可能性があるとの指摘がある<sup>(60)</sup>。

WTO と国際輸出管理レジームとの間で制度上の擦り合わせは行われておらず、パネルは難しい判断を迫られることが予想される。経済分野と安全保障分野の相克の中で、国際経済法の在り方が再考される岐路にあるのではないかと指摘される<sup>(61)</sup>。

### Ⅲ 各国・地域の輸出管理・対内直接投資管理の制度見直し

第 I 章で述べたように、世界各国は国際輸出管理レジームでの合意を基に、輸出管理を実施している。また、機微技術の移転につながる対内直接投資の管理も課題となっている。

これらに関する近年の各国・地域の動きの中では、特に米国の動きが顕著であり、2018 年以降、輸出管理及び対内直接投資管理の強化を進めている。また、欧州、日本などの各国・地域においても、対内直接投資管理の強化を進めている。第 III 章では、各国・地域の制度見直しについて、米国を中心に整理する。

#### 1 米国

2018 年 8 月 13 日、米国のトランプ (Donald Trump) 大統領 (当時) が 2019 会計年度国防授權法 (John S. McCain National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019) に署名を行い、同法の一部として輸出管理改革法 (Export Control Reform Act of 2018: ECRA) 及び外国投資リスク審査現代化法 (Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018: FIRRMA) が成立した<sup>(62)</sup>。両法は米国の輸出管理及び対内直接投資管理に関する新法であり<sup>(63)</sup>、特に技術分野については、両法の規定が一部リンクする形で、従来の制度では対象となっていなかった分野にまで及ぶ規制が定められた。ECRA 及び FIRRMA 制定の背景には、国を挙げて先進技術の取得や軍事利用を進める中国への強い警戒があると指摘されている<sup>(64)</sup>。

以下では、米国の輸出管理及び対内直接投資管理の特徴と、ECRA 及び FIRRMA による新たな規制の中で特に注目されている点について概説する。

<sup>(59)</sup> 松下満雄・米谷三以『国際経済法』東京大学出版会、2015、pp.244-247。

<sup>(60)</sup> 川瀬剛志「輸出管理問題に不可欠な国益の観点—繰り返される悪手、失われた戦略的思考—WTO 紛争対応の視点から見えてくるものは—」『Voice』502号、2019.10、pp.62-71。

<sup>(61)</sup> 塩尻康太郎「韓国向け輸出管理の運用の見直しに関する法的考察—GATT 第 21 条 (b)(ii) をめぐる議論を中心に—」『国際法研究』9号、2021.3、pp.89-113。

<sup>(62)</sup> P.L.115-232 (ECRA は §§ 1741-1781、FIRRMA は §§ 1701-1728)

<sup>(63)</sup> なお、ECRA は第 1 部の輸出管理法 (Export Control Act of 2018: ECA) と第 2 部の反ボイコット法 (Anti-Boycott Act of 2018: ABA) から構成されており、輸出管理については ECA が規定している。

<sup>(64)</sup> 小野亮「FIRRMA・ECRA の成立と変容する米国の対中観—米中の狭間に立つ日本への示唆—」『みずほりポート』2018.11.28。<<https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mhri/research/pdf/report/report18-1128.pdf>> 等。

### (1) 米国の輸出管理の特徴

米国では、軍民両用品及び機微度の低い一部の軍事品目については、商務省の産業安全保障局（Bureau of Industry and Security: BIS）が、輸出管理規則（Export Administration Regulations: EAR）に基づき輸出管理を行っている<sup>(65)</sup>。EARは、かつて1979年輸出管理法（Export Administration Act of 1979: EAA）<sup>(66)</sup>を根拠法としていたが、時限立法であったEAAが1994年に失効したため、以降はECRAの成立まで、一時期を除き国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act: IEEPA）<sup>(67)</sup>に基づく大統領令によってその効力を維持してきた<sup>(68)</sup>。

EARに基づく輸出管理の特徴として、米国から外国への輸出だけでなく、外国から外国への米国原産品目等<sup>(69)</sup>の輸出（再輸出）も規制の対象としている点が挙げられる（域外適用）。また、米国内において、外国籍者（米国永住権者を除く。）に技術・ソースコード<sup>(70)</sup>を開示・移転する場合や、外国の国内において、当該国の外国籍者（当該国永住権者を除く。）に米国原産等の技術・ソースコードを開示・移転する場合も、それぞれ輸出、再輸出とみなされ、規制の対象となる（みなし輸出、みなし再輸出規制。下図参照）<sup>(71)</sup>。

図 米国の輸出管理における規制対象行為



（出典）EARの規定（15 CFR §§ 734.13, 734.14）を基に筆者作成。

リスト規制の対象品目はCCL（Commerce Control List）<sup>(72)</sup>に掲載されており、この中には国際輸出管理レジームでの合意に基づく品目のほか、反テロ（Anti-Terrorism: AT）規制など米国の独自規制に基づく品目も含まれる。そのため、米国のリスト規制は日本のリスト規制よりも対象品目が広範に及ぶ。また、日本ではキャッチオール規制の対象品目から食料品、木材等を除いているが、米国ではCCLで規定されていない品目の全てを「EAR99」として分類し、最

<sup>(65)</sup> 軍事関連品目については商務省の国防貿易管理局（Directorate of Defense Trade Controls: DDTC）が、武器輸出管理法（Arms Export Control Act of 1976: AECA）と、その実施規則である国際武器取引規則（International Traffic in Arms Regulations: ITAR）に基づき輸出管理を行っている。また、財務省の外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control: OFAC）は、各種制裁規則等に基づき、一部懸念国に対して輸出規制を含む経済制裁を行っている（『海外輸出管理法制度 米国版 2020』（輸出管理ガイダンス）安全保障貿易情報センター，2020，p.4）。

<sup>(66)</sup> P.L.96-72

<sup>(67)</sup> P.L.95-223

<sup>(68)</sup> EAAは2000年11月に時限的に再立法されたが、2001年8月に再び失効した。

<sup>(69)</sup> 米国原産品目のほか、米国原産品目を一定割合含む外国製品、米国原産の技術やソフトウェアに基づいて外国で製造された製品（「直接製品」と呼ばれる。）などを含む。米国原産品目の含有割合についての規定は、デミニミス・ルール（De Minimis Rule）と呼ばれる。

<sup>(70)</sup> コンピュータの処理する一連の命令（プログラム）を、人間が理解できるようにプログラミング言語で記述したもの。米国の輸出管理では、品目を貨物、技術、ソフトウェアに分類しており、ソースコードはこのうちソフトウェアに属する。

<sup>(71)</sup> 15 CFR §§ 734.13, 734.14 みなし再輸出規制の対象となる技術・ソースコードにも、デミニミス・ルール（前掲注<sup>(69)</sup>）を満たす外国製品が含まれる。なお、日本の外為法でも国内での技術提供は規制されているが、居住者から非居住者への提供を規制対象としている点で米国とは異なり（前掲注<sup>(27)</sup>）、米国のみなし輸出規制の方が基本的に厳しいとされる。

<sup>(72)</sup> 15 CFR Supplement No.1 to Part 774

終需要者・用途規制<sup>(73)</sup>の一部（エンティティ・リスト（Entity List）<sup>(74)</sup>等）の対象としている<sup>(75)</sup>。

## (2) ECRA について

ECRA は、かつての EAA に代わり、EAR に恒久的な法的根拠を与える、輸出管理の新たな基本法である。

ECRA では、新たな輸出管理の対象として「新興技術（emerging technologies）」及び「基盤的技術（foundational technologies）」を設けている<sup>(76)</sup>。いずれも「米国の国家安全保障に重要な技術」とされ、具体的な技術の特定は複数省庁間の協議により行われる。2018 年 11 月 19 日付の新興技術についてのパブリックコメント募集通知では、商務省が想定する新興技術の代表的な 14 分野が列挙された（表 3）。

表 3 新興技術についてのパブリックコメント募集で列挙された 14 分野

1. バイオテクノロジー Biotechnology	8. 物流関連技術 Logistics technology
2. AI・機械学習技術 Artificial intelligence (AI) and machine learning technology	9. 付加製造技術（3D プリンタ等） Additive manufacturing (e.g., 3D printing)
3. 測位技術 Position, Navigation, and Timing (PNT) technology	10. ロボット工学 Robotics
4. マイクロプロセッサ技術 Microprocessor technology	11. ブレインコンピュータインターフェース Brain-computer interfaces
5. 先進コンピューティング技術 Advanced computing technology	12. 極超音速 Hypersonics
6. データ分析技術 Data analytics technology	13. 先端材料 Advanced materials
7. 量子情報・量子センシング技術 Quantum information and sensing technology	14. 先進監視技術 Advanced surveillance technologies

（出典）“Review of Controls for Certain Emerging Technologies,” *Federal Register*, Vol.83 No.223, November 19, 2018. <<https://www.federalregister.gov/documents/2018/11/19/2018-25221/review-of-controls-for-certain-emerging-technologies>> を基に筆者作成。

2020 年 8 月 27 日には、基盤的技術についてのパブリックコメントが募集された<sup>(77)</sup>。この通知では、新興技術のような代表的分野は示されなかったが、現在中国、ロシア、ベネズエラに

(73) 15 CFR Part 744 日本などの制度におけるキャッチオール規制に当たる（『海外輸出管理法制度 米国版 2020』前掲注(65)）。ただし、その中で更に規制が細分化されており、エンティティ・リストのように基本的に全品目が対象となる規制もあれば、中国、ロシア、ベネズエラに対して行われる軍事最終用途・需要者規制（15 CFR § 744.21. 後掲注(78)）のように対象品目が限定されるものもある。

(74) 15 CFR § 744.16, Supplement No.4 to Part 744 米国の安全保障・外交政策上の利益に反する行為を行う企業等を掲載するリスト。掲載企業等に対して輸出等を行う場合、許可が必要とされる。掲載に当たっては多くの場合、不許可の方針が付記されるため、実質的には輸出禁止措置であるとされる。

(75) 『米国輸出管理法の再輸出規制—実務者のためのガイダンス— 2020 年 10 月版』日本機械輸出組合, 2020, pp.3, 8-10, 21 等。

(76) これらはいずれも「技術」と称されるが、規制の範囲は貨物やソフトウェア（前掲注(70)）にも及ぶ。また、商務省は、いずれの規制の対象品目も、リスト規制の対象として CCL に掲載されるとしている（CISTEC 事務局「米国輸出管理法改革法（ECRA）における「新基本技術」の輸出規制に関する QA 風解説」『CISTEC Journal』180 号, 2019.3, pp.25-44 等）。

(77) “Identification and Review of Controls for Certain Foundational Technologies,” *Federal Register*, Vol.85 No.167, August 27, 2020. <<https://www.federalregister.gov/documents/2020/08/27/2020-18910/identification-and-review-of-controls-for-certain-foundational-technologies>>

対して行われている軍事最終用途・需要者規制<sup>(78)</sup>の対象品目（半導体製造装置及び関連ソフトウェア・ツール等）が基盤的技術に含まれ得ること、その他、現在の AT 規制品目や EAR99 の品目が候補となること等が示された。

両技術の特定については進捗の遅れが指摘されていたが、2020年11月6日に、商務省は初めて、ECRAの規定に基づく新興技術の米国独自規制案を発表した<sup>(79)</sup>。上記14分野中では、バイオテクノロジーに属する品目についての規制案となった<sup>(80)</sup>。

### (3) 米国の対内直接投資管理の特徴と FIRRMA について

米国では、対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States: CFIUS）が対内直接投資の審査を担う。CFIUSは財務長官が議長を務める複数省庁横断の組織であり、対内直接投資案件について国家安全保障の観点から審査を行い、大統領に対して取引の停止又は禁止を勧告することができる（歴史的経緯については表4を参照）<sup>(81)</sup>。

表4 CFIUSの歴史的経緯の概略

年	出来事	概要・背景
1975	CFIUSの設置	・当初の権限は、対内直接投資に関する情報収集や分析のみ
1988	エクソン=フロリオ条項の成立 <sup>(注1)</sup>	・CFIUSに対内直接投資案件の審査・規制に関する広範な権限を付与 ・日本企業による米国企業の買収提案などが背景
2007	FINSAの成立 <sup>(注2)</sup>	・CFIUSについて法文上で明記し、権限を拡大 ・中国等の新興国企業による対外投資額の急増、米国のエネルギー・港湾分野に関する企業の買収提案などが背景
2018	FIRRMAの成立	・CFIUSの権限を拡大 ・中国企業等による技術取得活動の活発化などが背景

(注1) エクソン=フロリオ条項とは、1988年包括通商競争力法の第5021条又は同条の規定に基づき1950年国防生産法に第721条として追加された条項の通称。当初の国防生産法第721条にはCFIUSについての規定はなく、大統領に対して、安全保障上懸念のある取引を停止又は禁止する権限を一定の条件下で付与するという内容であったが、大統領令によって、投資案件の審査及び大統領への勧告という実質的な権限がCFIUSに委任された。その後、FINSAやFIRRMAでは、基本的に国防生産法第721条を改正する形で新たな規定を設けている。

(注2) FINSAは、外国投資及び国家安全保障法（Foreign Investment and National Security Act of 2007）の略称。

(出典) 各種資料を基に筆者作成。

(78) 特定の品目の輸出等を行う際、それが中国、ロシア、ベネズエラの「軍事最終用途（15 CFR § 744.21(f)で規定。武器品目への組込等）」又は「軍事最終需要者（同条(g)で規定。国の軍機関等）」向けであることを知っている場合などに、許可が必要となる規制（原則不許可。当該規制の対象品目は Supplement No.2 to Part 744 に掲載）。

(79) “Commerce Control List: Proposed Controls on “Software” for the Operation of Certain Automated Nucleic Acid Assemblers and Synthesizers; Request for Comments,” *Federal Register*, Vol.85 No.216, November 6, 2020. <<https://www.federalregister.gov/documents/2020/11/06/2020-24322/commerce-control-list-proposed-controls-on-software-for-the-operation-of-certain-automated-nucleic>> 発表されたのは、既にオーストラリア・グループでの合意に基づきリスト規制の対象となっている特定の装置に関して、その操作のためのソフトウェアを新たにリスト規制の対象とするEAR改正案である（田上靖「EAR新興技術規制案（ECCN 2D352新設）公表・パブコメ募集一初輸出管理改革法（ECRA）に基づく新興技術米国独自規制案」『CISTEC Journal』190号, 2020.11, pp.119-122）。

(80) BISはもともと、新興技術と基盤的技術について、広範な規制を目指すのではなく、限定的な範囲の規制を目指すとの方針を示していた（CISTEC事務局「米中緊迫下における米国諸規制についてのQA風解説」『CISTEC Journal』189号, 2020.9, pp.14-17等）。

(81) 渡邊泰秀「対米直接投資規制に関する新動向—最近におけるCFIUSの動きを中心として（上）—」『国際商事法務』45巻7号, 2017, pp.919-925等。

FIRRMA では、CFIUS の権限強化が図られている。中でも特筆すべき内容として、審査対象の範囲の拡大が挙げられる。CFIUS は従来、外国人が米国事業を「支配」<sup>(82)</sup> できるようになる取引を審査の対象としてきたが、FIRRMA では支配を生じない投資のうち、投資先の米国事業が「重大技術 (critical technologies)」、「重大インフラ (critical infrastructure)」、「米国人の機微な個人データ (sensitive personal data)」に関する一定の場合を審査対象に追加している<sup>(83)</sup>。このうち重大技術の内容には、ECRA の新興技術及び基盤的技術が含まれている。すなわち、ECRA の規定に基づき新興技術及び基盤的技術が特定された場合、それらに関する米国事業に対しての、支配を生じない一定の投資が CFIUS の審査の対象となる。このほか、空港・港湾の内部や、軍施設等に近接する不動産の取得・借受も審査の対象となった<sup>(84)</sup>。

上記の審査対象拡大などの改正は直ちには実施されず、まず 2018 年 11 月に、一部を先行実施する試験的プログラム<sup>(85)</sup> が施行された後、2020 年 2 月に完全な実施のための最終施行規則が発効した<sup>(86)</sup>。試験的プログラムでは、上記の新たな審査対象のうち、重大技術に関する米国事業への投資について、米国事業が 27 の産業分野<sup>(87)</sup> に属する場合を審査の対象とした。

## 2 欧州、日本等

### (1) 欧州等

EU や欧州各国などでは近年、対内直接投資管理の見直しが進められてきた。また、2020 年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、医療分野の対内直接投資案件などについて審査を強化するといった対応が多く、多くの国で採られた (表 5)。

こうした動きの中で特筆すべきものとしては、EU の対内直接投資管理に関する新規規則 (Regulation (EU) 2019/452)<sup>(88)</sup> が挙げられる。EU では、国家安全保障を理由とした対内直接投資の規制について加盟各国の主権を認めており<sup>(89)</sup>、従来、固有の対内直接投資管理の仕組み

<sup>82</sup> 「支配」の概念はかなり広いとされる。議決権株式等の保有が 10% 以下で、純粋に受動的な投資には「支配」が認められないとされるが、少数株主であっても取締役の指名権や重要事項への拒否権を有する場合は「支配」が認められる可能性が高い (同上)。

<sup>83</sup> これら三つに関する事業は、Technologies, Infrastructure, Data の頭文字をとって“TID U.S. business”と総称される。また、外国政府の影響下にある外国投資家がこれらの事業へ投資を行う場合などに、事前申告が義務付けられた (従来、当事者による届出は任意とされてきた。ここで義務付けられた申告 (declaration) とは、FIRRMA で導入された、従来の届出に比べて簡易な手続を指す)。

<sup>84</sup> 審査対象の拡大のほか、新たな審査項目として、安全保障分野における米国のリーダーシップに影響を及ぼし得る、重大技術・重大インフラの獲得を戦略的目標として掲げる「特別懸念国」の関与の有無等が追加され、審査期間の最大日数の長期化といった変更も行われた (CISTEC 事務局「米国の外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) について (ポイント整理)」『CISTEC Journal』182 号, 2019.7, pp.162-166 等)。

<sup>85</sup> 31 CFR Part 801

<sup>86</sup> 31 CFR Part 800 の改訂及び 31 CFR Part 802 の新設。なお、これらは「最終 (final)」施行規則と呼ばれるが、米財務省は定期的に規則を見直し、必要に応じて変更を行うとしている (U.S. Department of the Treasury, “Frequently Asked Questions on Final CFIUS Regulations Implementing FIRRMA,” January 13, 2020. <<https://home.treasury.gov/system/files/206/Final-FIRRMA-Regulations-FAQs.pdf>>)。

<sup>87</sup> 31 CFR Annex A to Part 801 航空機産業、軍事産業、原子力産業といった、伝統的に国家安全保障上の影響が懸念される分野の業種のほか、半導体製造業、コンピュータ製造業、通信機器製造業、バイオテクノロジー産業など、幅広い分野が含まれていると指摘されている (石田雅彦・丸山翔太郎「FIRRMA 成立で審査がより厳しく 米国企業 M&A での CFIUS (対米外国投資委員会) の動向と留意点」『旬刊経理情報』1532 号, 2018.12.20, pp.46-50)。

<sup>88</sup> Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council of 19 March 2019 establishing a framework for the screening of foreign direct investments into the Union (OJ L79 I, 21.3.2019, pp.1-14). <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/452/oj>>

<sup>89</sup> 藤田輔「OECD 資本移動自由化規約の下でのリスク軽減—国家安全保障規制の観点からの諸考察—」『千葉商大紀要』57 巻 3 号, 2020.3, pp.183-184。



表5 欧州等における対内直接投資管理の主な動向

国・地域	①主な根拠法令と従来の制度、②近年の制度見直し、③コロナ禍への対応
EU	<p>①従来、対内直接投資管理に関する仕組みはなかった。</p> <p>②2019年4月、新規則発効（Regulation (EU) 2019/452. 2020年10月11日に全面適用開始）。加盟国に対して、域外からの投資の審査時に考慮すべき要素として重要技術等を例示。また、加盟国間で投資管理に関する情報交換を行うことや、複数加盟国に影響を及ぼすような投資について、欧州委員会が発見を発見することなどを定める。</p> <p>③2020年3月、加盟各国に対して、対内直接投資の受入れに関するガイダンスを発表。独自の審査プロセスを持つ加盟国に対しては、審査時に重要な医療インフラや関連するサプライチェーンなどについてリスク評価の徹底を求め、審査プロセスを持たない加盟国に対しては、早急に制度を導入するよう求めた。</p>
ドイツ	<p>①対外経済法（Außenwirtschaftsgesetz: AWG）。審査対象を特定分野（主に軍事・防衛分野）と、その他の横断的分野に大別。</p> <p>②2017年7月、特定分野について、武器製造装置等に関する企業への投資を審査対象に追加。横断的分野について、重要インフラ運営企業等への投資を審査対象として明示。2018年12月、特定分野について、事前届出の基準となる外国投資家の議決権の取得比率を、25%から10%に引下げ。2020年7月、対外経済法改正を施行。審査の基準を変更し、より包括的・予見的に審査を行うことが可能となった。また、公の秩序及び安全保障については、ドイツのみでなく、他のEU加盟国等も考慮することとなった（EU新規則への対応）。</p> <p>③2020年5月、重要インフラのリストに、ワクチンや抗生物質、医療用保護具等に係る医療関連企業を追加。</p>
フランス	<p>①通貨金融法典（Code monétaire et financier）。従来、国家防衛の利益を侵害する、又は公的秩序や公安を害する可能性がある分野に投資する場合、事前届出・認可を必要としてきた。</p> <p>②2019年12月、事前届出・認可が必要となる指定業種にAI、量子技術などの「基幹技術」を追加。また、事前届出の基準となる外国投資家の議決権の取得比率を33%から25%に引下げ。</p> <p>③2020年4月、上記基幹技術にバイオテクノロジーを追加。2020年7月、同年12月までの期限付きで、事前届出の基準となる外国投資家の議決権の取得比率を25%から10%に引下げ（2020年12月に、同措置の2021年末までの延長を発表）。</p>
英国	<p>①企業法（Enterprise Act 2002）。従来、安全保障、メディア、金融の3分野における、合併・買収のうち対象企業の英国での年商が7000万ポンドを超えるか、合併・買収により市場シェアが25%以上となる案件に限り、企業買収への政府介入が可能とされてきた。</p> <p>②2018年6月、軍事及び軍民両用技術、量子技術等に限り、年商下限を7000万ポンドから100万ポンドに引下げ（2020年7月には同措置を更新し、AI、先端材料、暗号化認証技術についても、同様に年商下限を引下げ）。2020年11月、政府が「国家安全保障・投資法案（National Security and Investment Bill）」を議会に提出。政府の介入の権限を拡大し、安全保障上の懸念が生じやすい17分野について、英国企業の買収を行う場合に詳細な事前の通知を義務付けるなど、規制を大幅に強化する見通し。</p> <p>③2020年6月、政府が企業買収の阻止に介入できる分野に、「公衆衛生の緊急時」を追加。</p>
オーストラリア	<p>①外国資本による資産買収及び企業買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）。従来、一般の投資や農業分野等について審査基準額を設け、投資額がそれを超える場合について、外国投資審査委員会（Foreign Investment Review Board: FIRB）が審査を行ってきた。</p> <p>②2020年6月、規制を強化する方針を発表。同年12月に上記根拠法の改正案を議会で可決し、2021年1月に施行。この改正により、以降は投資額にかかわらず、国家安全保障の観点から重要とされる土地や事業に対する対内投資が審査の対象となる。</p> <p>③2020年3月、対内直接投資に関する暫定措置を発表。①の審査基準額を撤廃し、審査期間を30日から6か月に延長（②の法改正に伴い、当該措置は2021年1月1日に廃止）。</p>
カナダ	<p>①カナダ投資法（Investment Canada Act）。従来、被投資企業の企業価値が一定額以上の場合に、審査申請が必要とされてきた。</p> <p>③2020年4月、対内直接投資の審査を一時的に厳格化する旨発表。公衆衛生等に関する事業への投資については、全ての案件が審査の対象となる。また、国有企業や、外国政府の影響下にある民間企業による投資についても、全ての案件が審査の対象となる。2020年7月、同年12月までの期限付きで、一次審査の期間を45日から60日に延長するなどの変更を行った（当初の期限のとおり、同年12月に終了）。</p>

(注) 2021年4月1日時点での情報による。

(出典) 『ジェトロ世界貿易投資報告 2020年版』2020, pp.85-88. <<https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2020.html>>; “Investment Policy Monitor.” UNCTAD website <<https://investmentpolicy.unctad.org/investment-policy-monitor>> 等を基に筆者作成。

を持っていなかった。2017年2月にフランス、ドイツ、イタリア政府が働きかけたことにより、EUにおいても対内直接投資管理に関する仕組みの検討が始まり<sup>(90)</sup>、2019年4月に上記の新規則が発効し、2020年10月に全面適用が開始された。

同規則は、加盟国が域外からの対内直接投資の審査を適切に行うため、また、そのために必要なEU内部の協力メカニズムのための、枠組みの創出を目的としている。加盟国における対内直接投資の審査については、考慮すべき要素として重要インフラや重要技術の例を列挙している。また、協力メカニズムについては、加盟国が審査中の投資案件に関する情報を欧州委員会及び他の加盟国に通知することや、他の加盟国が当該投資について自国の安全保障等に影響を及ぼすと判断する場合、審査国に見解を提出できること等を定めている。欧州委員会も、当該投資が複数の加盟国に影響を及ぼすと判断する場合等に、審査国に意見を送付できるとされる<sup>(91)</sup>。

## (2) 日本

日本でも、2017年と2019年に外為法改正が国会で可決され、対内直接投資管理の見直しが行われている。2017年の改正<sup>(92)</sup>では、無届け等で対内直接投資等を行った外国投資家に株式売却等の行政命令を行うことができる規定が新設されたほか、外国投資家が他の外国投資家から非上場株式を取得する行為が「特定取得」として事前届出の対象に追加されている<sup>(93)</sup>。

2019年の改正<sup>(94)</sup>では、対内直接投資の事前届出の対象について大きく見直された<sup>(95)</sup>。当該改正以前の外為法では、外国投資家が、指定業種<sup>(96)</sup>を営む上場企業の株式・議決権を10%以上取得する場合、政府への事前届出が求められ、審査の対象とされていた。当該改正により、この閾値が1%まで下げられるとともに、事前届出免除制度と、指定業種のうち安全保障上特に重要な業種（コア業種）に関する規定が設けられた。一般投資家による投資の場合、コア業種以外の指定業種については三つの免除基準<sup>(97)</sup>を遵守すれば事前届出が免除され、コア業種については更に二つの上乗せ基準<sup>(98)</sup>も遵守すれば、10%未満の株式・議決権取得について事前届出が免除される（10%以上の取得は免除の対象外<sup>(99)</sup>）。

90) 山口和人「EUにおける対内直接投資規制の最新動向」『CISTEC Journal』180号、2019.3、pp.69-74。

91) 同上

92) 「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（平成29年法律第38号）

93) 「法令解説 機微技術の違法流出を防ぐ—対内直接投資規制と貨物・技術の輸出規制の強化、罰則の強化—外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成29年法律第38号）平29.5.24公布 平29.10.1施行」『時の法令』2047号、2018.4.15、pp.41-48。

94) 「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」（令和元年法律第60号）

95) 「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正について」2020.4.24. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/gaitame\\_kawase/press\\_release/kanrenshiryoku01\\_20200424.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/press_release/kanrenshiryoku01_20200424.pdf)>; 金本悠希「改正外為法の適用開始」2020.6.5. 大和総研ウェブサイト <[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20200605\\_021582.pdf](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20200605_021582.pdf)> 等。

96) 指定業種は告示で定められる。現行のものについては、コア業種等も含め、「対内直接投資審査制度について」財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/gaitame\\_kawase/fdi/index.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/fdi/index.htm)> で参照可能。

97) ①外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと、②指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと、③指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと、の3基準。

98) コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しないことと、同じくコア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わないこと。

99) このほか、外国金融機関による投資の場合、三つの免除基準を満たせば、コア業種も含め事前届出は免除される。また、外為法違反で処分を受けた者や、国有企業（認証を受けた政府系ファンド（SWF）を除く。）等による投資の場合、事前届出免除の適用外となる（認証を受けたSWFは、事前届出については一般投資家と同じ扱いとなる。）。

コア業種には、輸出管理の対象品目を扱う製造業等が含まれている。また、コロナ禍への対応として、2020年6月には感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業をコア業種に追加するなどの措置が講じられた<sup>(100)</sup>。

## おわりに

本稿では、特に近年機微技術の流出防止策として注目される輸出管理及び対内直接投資管理を取り上げた。日本では、機微技術の流出防止のためにこのほかの施策も検討すべきであると指摘されており<sup>(101)</sup>、今後も多方面から技術流出防止の体制が整備されることが予想される。他方、第Ⅱ章で言及したとおり、安全保障を目的とする輸出管理や対内直接投資管理は、貿易や投資の自由化と概念的には衝突し得るため、これらを両立させていくために、国際社会や各国には今後も慎重さが求められる。

なお、本稿では主に先進国の輸出管理及び対内直接投資管理について動向等を整理したが、2020年12月には中国の輸出管理法が施行されている。この法律に関しては、規定の不明確な箇所などについて問題が指摘されている上、米国が中国や中国企業に対して行っている諸々の規制に対抗するための制度ではないかとも見られている<sup>(102)</sup>。そのため、本稿で論じた、国際的な合意を基本とする輸出管理とは異質な側面が含まれ得るものではあるが、今後どのような運用がなされるかといった動向が注目される。

(かくた しょうたろう)

<sup>(100)</sup> 財務省ほか「対内直接投資等に係る事前届出対象業種の追加等を行います」2020.6.15. <[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/recent\\_revised/20200615.html](https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/20200615.html)>

<sup>(101)</sup> 「産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告」前掲注(27), pp.19-21 等。

<sup>(102)</sup> CISTEC 事務局「中国輸出管理法の成立・施行について—2020年12月1日施行へ—」『CISTEC Journal』190号, 2020.11, pp.14-18 等。